

淡健発第 1289 号
令和 6 年 2 月 29 日

事業主様
事務担当者様

東淀川健康保険組合
(公印省略)

令和 6 年度 健康保険料・介護保険料の料率について

向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の健康保険料率と介護保険料率につきまして、第 174 回組合会にて下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

	合計	事業主	被保険者	(備考)
健康保険料率	100/1000	50/1000	50/1000	変更無し
介護保険料率	17/1000	8.5/1000	8.5/1000	変更無し

以上

令和6年度 健康保険料率の内訳について

令和6年3月分保険料より適用（任意継続被保険者は、令和6年4月分より）

◎ 健康保険料率 = 一般保険料率 + 調整保険料率

一般保険料率	変更前	変更後
事業主	49.350/1000	49.355/1000
被保険者	49.350/1000	49.355/1000
計	98.700/1000	98.710/1000

調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.650/1000	0.645/1000
被保険者	0.650/1000	0.645/1000
計	1.300/1000	1.290/1000

※調整保険料とは、全国健康保険組合間における共同事業に充てる費用です。
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

◎ 一般保険料率 = 基本保険料率 + 特定保険料率

基本保険料率	変更前	変更後
事業主	31.641/1000	28.276/1000
被保険者	31.641/1000	28.276/1000
計	63.282/1000	56.552/1000

特定保険料率	変更前	変更後
事業主	17.709/1000	21.079/1000
被保険者	17.709/1000	21.079/1000
計	35.418/1000	42.158/1000

※基本保険料とは、当組合の加入者に対する医療給付、保健事業等に充てる費用です。
※特定保険料とは、前期高齢者（65歳以上75歳未満）の財政調整、後期高齢者（75歳以上）の支援等に充てる費用です。